

品質表示ラベル 繊維製品（アパレル）編

品質表示ラベルについてお問い合わせをいただくことの多いポイントをまとめました。

目次

- p.2 ニッセンケン QCS（品質コンサルティング）のご案内
- p.3 表示対象品目一覧表
- p.4 『繊維の種類』・『指定用語』
- p.5 JIS 取扱い表示一覧（JIS L 0001）
- p.6 表示すべき項目・事項
- p.7 原産国表示
- p.8 列記表示・「その他」と表示できるもの
- p.9-10 よくある質問

本資料の著作権は一般財団法人ニッセンケン品質評価センターに帰属します。
いかなる目的であれ、当社の事前の許可なく本資料の全部または一部を複製、翻案、転載等により使用することを禁じます。

ニッセンケンの品質コンサルティングサービス

QCS - Quality Consulting Service

2014年の発足以来、唯一無二のノウハウと経験を蓄積してまいりました。

確かな品質の商品をお客様に届けるために、品質管理のプロフェッショナルがサポートいたします。

品質チェック・アドバイス

Quality Check / Advice



企画段階における、素材や仕様等の確認、縫製品の外観チェックまで、店頭に並ぶ前の改善提案をします。基準書改訂のサポートなども承っています。

表示上のアドバイス

Advice for Care Label



試験データにもとづき、取扱い表示・付記用語等の表示に関するアドバイスをします。日本語・中国語・英語に対応しています。

修整・改善のご提案

Suggestions for Quality Improvement



製品への指摘が出た際の原因究明および修整・改善のご提案や対応企業のご紹介など、アフターフォローをお手伝いします。

社員教育・講習会

Staff Training / Seminars



品質管理に関する基礎知識セミナー開催や法規制化への対応、業界最新情報など、専門機関ならではの情報をご提供します。

ニッセンケン QCS（品質コンサルティング）は東京事業所・大阪事業所にて承ります。

コンサルティングサービス 東京 QCS

Tel: 03-5809-3858

E-mail: qcs@nissenken.or.jp

〒111-0051

東京都台東区蔵前 2-16-11

ニッセンケン蔵前ビル 5F

コンサルティングサービス 大阪 QCS

Tel 06-6957-1101

E-mail: osaka-qcs@nissenken.or.jp

〒535-0022

大阪府大阪市旭区新森 1-5-20

表示対象品目一覧表

品目		表示事項			付記事項 表示者名 及び連絡先	品目		表示事項			付記事項 表示者名 及び連絡先		
		繊維の組成 (表示すべき繊維)	家庭洗濯等 取扱方法	はっ水性				繊維の組成 (表示すべき繊維)	家庭洗濯等 取扱方法	はっ水性			
1 糸		○	—	—	○	靴下		○	—	—	○		
2 織物、ニット生地、レース生地		○	—	—	○	手袋		○	—	—	○		
3 衣料品等	コート	特定繊維※1のみを 表生地に使用した和装用のもの	○(表生地+裏生地+詰物※3)	—	○※2	○	帯		○	—	—	○	
		その他のもの	○(表生地+裏生地+詰物※3)	○	○※2	○	足袋		○(表地+表底地+甲裏地)	—	—	○	
	セーター		○	○	—	○	帽子		○(頭+つば+ひさし+つば裏+ひさし裏)	○	—	○	
	シャツ		○	○	—	○	ハンカチ		○	—	—	○	
	ズボン		○(表生地+裏生地)	○	—	○	マフラー、スカーフ及びショール		○	○	—	○	
	水着		○	—	—	○	風呂敷		○	—	—	○	
	ドレス及びホームドレス		○(表生地+裏生地)	○	—	○	エプロン及びかっぽう着		○	○	—	○	
	ブラウス		○	○	—	○	ネクタイ		○	—	—	○	
	スカート		○(表生地+裏生地)	○	—	○	羽織ひも及び帯締め		○	—	—	○	
	事務服及び作業服		○	○	—	○	床敷物(パイルのあるものに限る)		○(パイル部分)	—	—	○	
	上衣		○(表生地+裏生地+詰物※3)	○	—	○	毛布		○	○	—	○	
	子供用オーバーオール及びロンパース		○	○	—	○	膝掛け		○	○	—	○	
	下着	繊維の種類が 1種類のもの	なせん加工品	○	○	—	○	上掛け(タオル製のものに限る)		○	○	—	○
			その他のもの	○	—	—	○	布団カバー		○	○	—	○
		特定繊維※1のみを 表生地に使用した和装用のもの	○	—	—	○	敷布		○	○	—	○	
	寝衣		○	○	—	○	布団		○(側生地+詰物)	—	—	○	
	羽織 及び 着物	特定繊維※1のみを 表生地に使用した和装用のもの	○(表生地+裏生地)	—	—	○	カーテン		○	○	—	○	
		その他のもの	○(表生地+裏生地)	○	—	○	テーブル掛け		○	—	—	○	
							タオル及び手拭い		○	—	—	○	
							ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー		○	○	—	○	

※1 「特定繊維」とは、組成繊維中における絹の混用率が50%以上の繊維又はたて糸もしくはよこ糸の組成繊維が絹のみの織物をいいます。

※2 「はっ水性」の表示は、レインコート等ははっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示する必要はありません。

※3 詰物はポケット口、肘、衿等の衣服の形状を整えるための副資材は除外できます。

『繊維の種類』・『指定用語』

分類	繊維の種類		指定用語	分類	繊維の種類		指定用語	
植物繊維	綿		綿／コットン／COTTON	半合成繊維	アセテート繊維	水酸基の92%以上が酢酸化されているもの	アセテート／ACETATE／トリアセテート	
	麻	亜麻	麻／亜麻／リネン			その他のもの	アセテート／ACETATE	
		苧麻	麻／苧麻／ラミー		上記以外の半合成繊維	[半合成繊維]の用語に、その繊維の名称を示す用語又は商標を括弧で付記※		
	上記以外の植物繊維		[植物繊維]の用語に、その繊維の名称を示す用語又は商標を括弧で付記※		ナイロン繊維	ナイロン／NYLON		
動物繊維	毛	羊毛	毛／羊毛／ウール／WOOL	合成繊維	ポリエステル系合成繊維		ポリエステル／POLYESTER	
		モヘヤ	毛／モヘヤ		ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン	
		アルパカ	毛／アルパカ		ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン	
		らくだ	毛／らくだ／キャメル		ビニロン繊維		ビニロン	
		カシミヤ	毛／カシミヤ		ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン	
		アンゴラ	毛／アンゴラ		ポリ塩化ビニル系合成繊維		ポリ塩化ビニル	
		その他のもの	毛		[毛]の用語に、その繊維の名称を示す用語又は商標を括弧で付記※	ポリアクリルニトリル系合成繊維		ポリアクリル
						アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	アクリル	
	絹		絹／シルク／SILK		その他のもの		アクリル系	
	上記以外の動物繊維		[動物繊維]の用語に、その繊維の名称を示す用語又は商標を括弧で付記※		ポリプロピレン系合成繊維		ポリプロピレン	
	再生繊維	ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの		レーヨン／RAYON／ポリノジック	無機繊維	ガラス繊維	
その他のもの			レーヨン／RAYON	金属繊維			金属繊維	
銅アンモニア繊維		キュプラ	炭素繊維		炭素繊維			
上記以外の再生繊維		[再生繊維]の用語に、その繊維の名称を示す用語又は商標を括弧で付記※		上記以外の無機繊維			[無機繊維]の用語に、その繊維の名称を示す用語又は商標を括弧で付記※	
分類外繊維				羽毛	羽毛	ダウン	ダウン	
						その他のもの	フェザー	
						その他の羽毛	その他の羽毛	
			各項目に掲げる繊維等以外の繊維	[分類外繊維]の用語に、その繊維の名称を示す用語又は商標を括弧で付記※				

※括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限ります。
 ・「分類」が明らかで、かつ、種類が不明である繊維については、その繊維の名称を示す用語又は商標を省略することができます。

JIS取扱い表示一覧 (JIS L 0001)

記号の並び順
(例)



1. 洗濯処理の記号

番号	記号	洗濯処理	実用機試験方法 JIS L 1930 C 型
190		液温は、95℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。	—
170		液温は、70℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。	—
160		液温は、60℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。	—
161		液温は、60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。	—
150		液温は、50℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。	—
151		液温は、50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。	—
140		液温は、40℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。	C4N
141		液温は、40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。	C4M
142		液温は、40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる。	C4G
130		液温は、30℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。	C3N
131		液温は、30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。	C3M
132		液温は、30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる。	C3G
110		液温は、40℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。	C4H
100		洗濯処理はできない。	—

2. 漂白処理の記号

番号	記号	漂白処理
220		塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。
210		酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない。
200		漂白処理はできない。

3. タンブル乾燥処理の記号

番号	記号	タンブル乾燥処理
320		・洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。 ・高温乾燥:排気温度の上限は最高80℃
310		・洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。 ・低温乾燥:排気温度の上限は最高60℃
300		洗濯処理後のタンブル乾燥処理はできない。

6. ドライクリーニング処理の記号

番号	記号	ドライクリーニング処理	実用機試験方法
620		・パークロロエチレン及び記号⑤の欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理ができる。 ・通常の処理	JIS L 1931-2 P1法
621		・パークロロエチレン及び記号⑤の欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理ができる。 ・弱い処理	JIS L 1931-2 P2法
610		・石油系溶剤(蒸留温度150℃~210℃、引火点38℃~)でのドライクリーニング処理ができる。 ・通常の処理	JIS L 1931-3 F1法
611		・石油系溶剤(蒸留温度150℃~210℃、引火点38℃~)でのドライクリーニング処理ができる。 ・弱い処理	JIS L 1931-3 F2法
600		ドライクリーニング処理はできない。	—

ドライクリーニング処理は、タンブル乾燥を含む。

4. 自然乾燥処理の記号

番号	記号	自然乾燥処理
440		つり干し乾燥がよい。
430		ぬれつり干し乾燥がよい。
420		平干し乾燥がよい。
410		ぬれ平干し乾燥がよい。
445		日陰でのつり干し乾燥がよい。
435		日陰でのぬれつり干し乾燥がよい。
425		日陰での平干し乾燥がよい。
415		日陰でのぬれ平干し乾燥がよい。

7. ウェットクリーニング処理の記号

番号	記号	ウェットクリーニング処理	実用機試験方法
710		・ウェットクリーニング処理ができる。 ・通常の処理	JIS L 1931-4 W1法またはCW1法
711		・ウェットクリーニング処理ができる。 ・弱い処理	JIS L 1931-4 W2法またはCW2法
712		・ウェットクリーニング処理ができる。 ・非常に弱い処理	JIS L 1931-4 W3法またはCW3法
700		ウェットクリーニング処理はできない。	—

710、711はタンブル乾燥を含む。

取扱い表示記号の表示方法

並び順

記号は右記の順に
並べて記載する



- ①洗濯 → ②漂白 → ③乾燥(タンブル乾燥、自然乾燥) →
④アイロン → ⑤商業クリーニング(ドライクリーニング、ウエットクリーニング)

表示ルール

- 記号は直接製品に記載するか、又はラベル(縫い付けラベルなど)に記載する。
- ラベルは、消費者が簡単に分かる箇所に見やすく、縫い目などに隠れず、かつ、しっかりと容易に取れない方法で繊維製品に取り付けなければならない。
- 上記①～⑤の基本記号のいずれかが記載されていないときには、その記号によって意味している全ての処理が可能となる。

洗濯、漂白記号は省略しない

白物肌着の場合 ▶



記号の記載がない

その記号によって意味している
すべての処理が可能となる



この場合、自然乾燥は
どの干し方でもOK

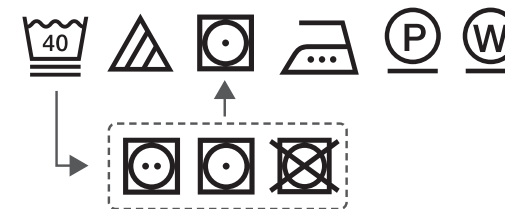
家庭洗濯禁止の場合

漂白、タンブル乾燥も禁止とする



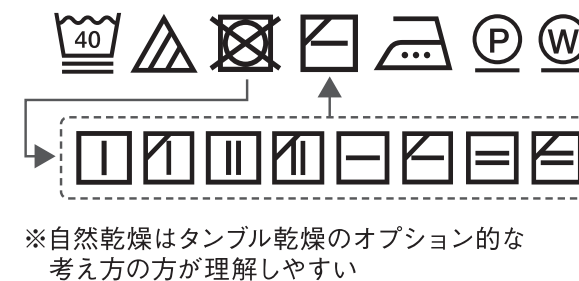
洗濯可能の場合

タンブル乾燥記号の
いずれか1個を表示
することが望ましい



タンブル乾燥禁止の場合

自然乾燥記号の
いずれか1個を表示
することが望ましい



付記用語例

中性洗剤使用(用途欄に毛・絹を含むもの) / 液体酸素系漂白剤推奨 / アイロンはあて布使用 / 洗濯ネット使用 / 弱く絞る / 無蛍光洗剤使用 / 単独で洗う / スチームアイロン禁止 など

表示すべき項目・事項

綿 100%



無蛍光洗剤使用
あて布使用

株式会社〇〇〇〇
03-1234-5678



繊維の組成 (02参照)

使用されている繊維の名称を指定用語を用いて表示し、混用率を併記します。

組成表示の付け方 下げ札、縫い付けラベルとも可です。



取扱い表示 (03参照)

JIS L 0001 に規定された記号を用いて表示します。
記号だけで伝えられない情報は簡単な言葉で表示記号の近くに記載します。

取扱い表示の付け方 取扱い表示は、縫い付けラベルなど、容易に取れない方法で取り付けなければなりません。



表示者名及び連絡先

表示者名 会社名、または個人の氏名を表示します。
・会社名…法人登記された正式名称
・個人の氏名…フルネーム

連絡先 住所または電話番号を表示します。(携帯電話番号は不可です)



はっ水性

「はっ水(水をはじきやすい)」「撥水(水をはじきやすい)」の用語で表示します。

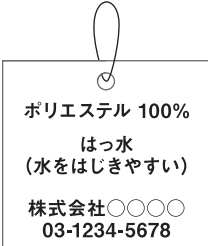
はっ水性表示の付け方 下げ札、縫い付けラベルとも可です。

はっ水
(水をはじきやすい)

株式会社〇〇〇〇
03-1234-5678

表示例

表示例① 下げ札



「繊維の組成」については、下げ札のみでの表示が可能です。
(縫い付けラベルに表示がなくても可)

表示例② 縫い付けラベル



「取扱い表示」については、容易に取れない方法で取り付けます。
直接製品に記載するか、又は縫い付けラベル等で取り付ける必要があります。

品質表示の内容(繊維の組成、取扱い表示、はっ水性)を、別々に表示する場合は、それぞれに「表示者名及び連絡先」が必要となります。

混用率の許容範囲

繊維の組成は、繊維の名称に混用率を百分率で併記することになっており、混用率の誤差の許容範囲は、下表のように定められています。(混用率の表示値と、真の数値の差の許される範囲を規定しているものです)

表示	許容範囲	特例
100%の場合	毛…-3%以内 / 毛以外…-1%以内	紡毛製品・空紡糸製品…-5%以内(くず糸等を使用した紡毛製品又は空紡糸製品である旨を付記)
〇〇%以上の場合	-0%	
〇〇%未満の場合	+0%	
数値が5の整数倍の場合(100%を除く)	±5%以内	
上記以外の場合	±4%以内	毛の間・羽毛の間…±5%以内 ※

※「毛の間・羽毛の間」とは、繊維の名称を示す用語の繊維等の種類が毛である繊維(羊毛、モヘヤ、アルパカ、らくだ、カシミア、アンゴラ、その他のもの)又は羽毛(ダウン、その他のもの)同士の混用品について示したものです。

原産国表示

商品の原産国表示

不当景品類及び不当表示防止法（消費者庁）の中の「商品の原産国に関する不当な表示」で、消費者が判別することが紛らわしい表現を規制しています。原産国表示は義務ではなく、消費者が誤認するおそれのある場合に、原産国が明瞭に表示していないことを不当表示として禁止するものです。

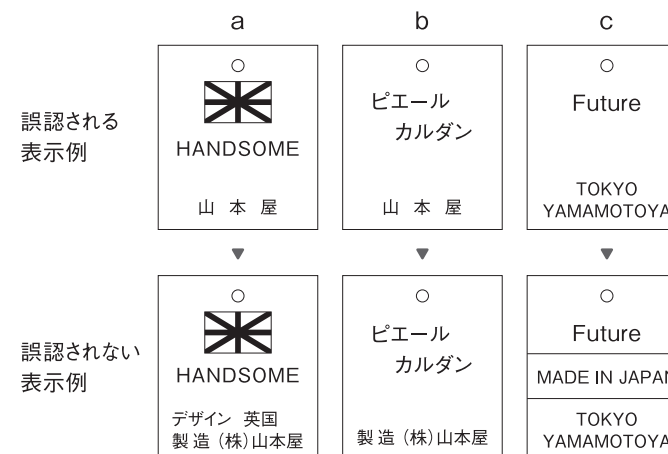
原産国を誤認させるおそれがある場合とは…

- a) 原産国と異なる国名や地域の名称、またはその略称や通称、国旗、地図などが含まれる表示
- b) 原産国と異なる外国の事業者やデザイナーの名称、氏名または商標の表示
- c) 文字による表示の主要な部分が原産国と異なる外国語で記された表示

注意

普通名称として使用される国名、地名については原産国を誤認させる恐れがないことから不当表示ではない。

例：ボストンバッグ、チャイナ服など



「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する適用細則より抜粋

原産国とは 商品の内容について実質的な変更をもたらす行為を行った国(または地域)

アイテム	原産国決定の工程	備考
布帛・ジャージ衣類、ニット衣料（縫製仕様）、パンティストッキング、タイツ、帽子、手袋、ネクタイ、ファンデーション・下着類、パジャマ、エプロン、カバー（毛布、布団、枕）、ベッドスプレッド、水着	縫製	①ボタン付けや付属品の追加縫製は実質的な変更とならない。 ②リンクング国が異なり、リンクングを行うことで明らかに付加価値を与える場合でリンクング国を表記する場合は工程ごとの2ヵ国を表示。 (例) 編立 中国 リンクング 日本
ニット衣料(リンクング) ニット衣料(ホールガーメント)	編立	
靴下・ストッキング	編立	リンクングやロツンは実質的な変更とならない。
ハンカチ・タオル・手ぬぐい、毛布、ひざ掛け、カーテン、マフラー・スカーフ・ショール・ストール、テーブル掛け、風呂敷、床敷物	先染め→製織・編立 後染め→染色	①裁ち端の縁かがりや三巻ただけのものは縫製工程とならず原産国とはならない。 ②製品完成後、後加工や特殊加工を行った場合(ex. 抗菌防臭加工等)は後加工国、特殊加工国を併記する。
敷布(ボックスシート)	縫製	
敷布(シート)	先染め→製織・編立 後染め→染色	
エンブroidアリーレース	刺繍	

列記表示・「その他」と表示できるもの

列記表示 次の表の繊維製品(2種類以上の繊維を使用している製品に限る)及び裏生地を使用している製品の裏生地の表示は列記表示が可能。

1	レース生地及びレース生地を使用して製造し又は加工した衣料品等(手工レース製品を含む。)のレース生地を使用した部分
2	水着
3	ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーマント、ショーツ及びキャミソールその他の装飾下着
4	靴下
5	手袋
6	帽子
7	羽織ひも及び帯締め
8	布団側の表地と裏地の組成繊維が異なるときの布団側表地
9	和紡式の糸又はくず糸、ノイル若しくは反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造した生地(以下この号及び第十七号において「和紡糸等生地」という。)並びに表生地に和紡糸等生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
9-2	くず糸、ノイル又は反毛を原料として製造した詰物
10	ネップヤーン、スラブヤーン等の変わり糸及びこれを使用して製造した生地(以下この号及び第十七号において「変わり糸生地」という。)並びに表生地に変わり糸生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
11	起毛された織物及びニット生地(以下この号及び第十七号において「起毛生地等」という。)並びに表生地に起毛生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
12	植毛された織物及びニット生地(以下この号及び第十七号において「植毛加工生地等」という。)並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
13	組成繊維の一部が麻である糸(麻以外の組成繊維の全部又は一部が綿又はビスコース繊維のものに限る。)及びこれを使用して製造した生地(以下この号及び第十七号において「麻混用生地」という。)並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
14	オパール加工を施した生地(以下この号及び第十七号において「オパール加工生地」という。)及び表生地にオパール加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
15	コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地(合成皮革を除く。)、ボンディング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地(以下この号及び第十七号において「コーティング等樹脂加工生地」という。)及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
16	組織により紋様を表した織物又はニット生地(地組織を有するものに限る。以下この号及び次号において「紋様生地」という。)及び表生地に紋様生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分
17	和紡糸等生地、変わり糸生地、起毛生地等、植毛加工生地等、麻混用生地、オパール加工生地、コーティング等樹脂加工生地又は紋様生地を表生地の一部に使用して製造し又は加工した衣料品等のこれらの生地を使用した部分
18	帯の刺しゅうの部分
19	前各号に掲げるもののほか、組成繊維中における繊維の種類が四以上であり、かつ、それぞれの繊維の混用率が五パーセント以上である繊維製品

表示方法

1. 列記表示

- (1) 組成繊維中の混用率の大きいものから順次繊維の名称を示す用語を列記する。
- (2) 組成繊維中の混用率の大きいものから少なくとも2以上の繊維の名称を示す用語を順次列記し、当該用語の次にその他のものを「その他繊維」または「その他」として一括して記載する。

(1)表示例

綿
ナイロン
レーヨン
○○繊維(株)
TEL 03-1234-5678

(2)表示例

羊毛
カシミア
その他
○○繊維(株)
TEL 03-1234-5678

2. 裏生地を使用している製品の裏生地の表示

- (1) 組成繊維中の混用率の大きいものから順次繊維の名称を示す用語を列記する。
- (2) 組成繊維中の繊維の種類が3以上のものは混用率の最も大きい繊維の名称を示す用語を記載し、当該用語の次にその他のものを「その他繊維」または「その他」として一括して記載する。

(1)表示例

表地 毛 100%
裏地 キュブラ
ポリエステル
○○繊維(株)
TEL 03-1234-5678

(2)表示例

表地 絹 100%
裏地 キュブラ
その他
○○繊維(株)
TEL 03-1234-5678

上記以外に「その他繊維」または「その他」と表示できるもの

- (1) 分類が不明である繊維又は複合繊維かどうか不明である繊維(表示者が相当の努力をして、なおかつ、その分類を知ることができなかった繊維)
- (2) 組成繊維中における混用率が5%未満の繊維。この場合は繊維の種類が判別していても「その他繊維」または「その他」の用語を指定用語に代えて使用することができる。

(1)表示例

綿 90%
その他 10%

(2)表示例

綿 96%
その他 4%

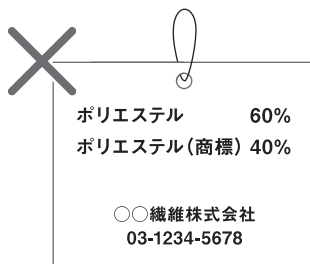
各国の繊維の名称

日本語		中国語	英語
繊維等の種類	指定用語		
綿	綿、コットン、COTTON	棉	COTTON
亜麻	麻、亜麻、リネン	亚麻	FLAX、LINEN
苧麻	麻、苧麻、ラミー	苧麻	RAMIE
黄麻	植物繊維(黄麻)、植物繊維(ジュート)	黄麻	JUTE
大麻	植物繊維(大麻)、植物繊維(ヘンプ)	大麻	HEMP
羊毛	毛、羊毛、ウール、WOOL	绵羊毛	WOOL
モヘヤ	毛、モヘヤ	马海毛	MOHAIR
アルパカ	毛、アルパカ	羊驼毛	ALPACA
らくだ	毛、らくだ、キャメル	骆驼毛、骆驼绒	CAMEL
カシミヤ	毛、カシミヤ	山羊绒	CASHMERE
アンゴラ	毛、アンゴラ	安哥拉兔毛	ANGORA
ラマ	毛、毛(ラマ)	美洲驼毛	LLAMA
ビキューナ	毛、毛(ビキューナ)	骆马毛	VICUNA
絹	絹、シルク、SILK	桑蚕丝	SILK
モダール	レーヨン、RAYON	莫代尔纤维、莫代尔	MODAL
レーヨン		粘胶纤维、粘纤	RAYON、VISCOSE
キュブラ	キュブラ	铜氨纤维	CUPRO
リヨセル	再生繊維(リヨセル)	莱赛尔纤维、莱赛尔	LYOCELL
トリアセテート	アセテート、ACETATE、トリアセテート	三醋酸纤维	TRIACETATE
アセテート	アセテート、ACETATE	醋酸纤维、醋纤	ACETATE
ナイロン	ナイロン、NYLON	聚酰胺纤维、锦纶、尼龙	NYLON、POLYAMIDE
ポリエステル	ポリエステル、POLYESTER	聚酯纤维	POLYESTER
ポリウレタン	ポリウレタン	聚氨酯弹性纤维、氨纶	ELASTANE、POLYURETHANE
ポリエチレン	ポリエチレン	聚乙烯纤维	POLYETHYLENE
ポリ塩化ビニル	ポリ塩化ビニル	含氯纤维、氯纶	POLYVINYL CHLORIDE、CHLOROFIBER
アクリル	アクリル	聚丙烯腈纤维、腈纶	ACRYLIC
アクリル系	アクリル系	改性聚丙烯腈纤维、改性腈纶	MODACRYLIC
ポリプロピレン	ポリプロピレン	聚丙烯纤维	POLYPROPYLENE
ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸	聚乳酸纤维	POLYLACTIDE FIBER
ガラス繊維	ガラス繊維	玻璃纤维	GLASS FIBER
炭素繊維	炭素繊維	碳纤维	CARBON FIBER
金属繊維	金属繊維	金属纤维	METAL FIBER

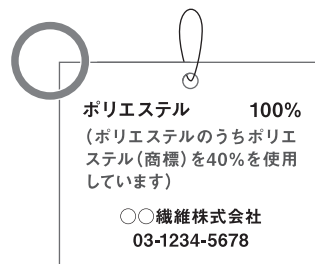
よくある質問

Q1 レギュラーポリエステルと捲縮ポリエステルを使用しています。表示例のようにそれぞれ表示をすることはできますか？

A1 同じ指定用語を併記することはできません。ただし、任意表示として(括弧)書きで付記することができます。



表示例



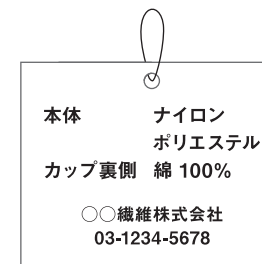
表示指導例

Q2 レースを使用したブラジャーのカップ裏側生地を表示は必要ですか？表示例のような表示を予定しています。

A2 着用時外側から見えない裏生地は表示の対象外となります。ただし、表示をしても差し支えありません。



表示例



表示指導例

Q3 組成表示で綿100%の製品をCotton100%と表示したいです。問題ありますか？

A3 指定用語として定められた用語を使用することが必要です。綿繊維は綿/コットン/COTTONのいずれか表示しなければならないため、小文字を含む『Cotton』は不適切です。



表示例



表示指導例

Q4 アイロンを裏側からあてる表示を付けます。アイロン仕上げ処理記号520に付記用語で『アイロンは裏からあてる』の付記用語でよいですか？

A4 適切ではありません。表側からアイロンを掛けて問題が生じる場合、アイロン仕上げ処理記号は『500』をつけ、必要な付記用語をつけてください。



表示例



表示指導例

よくある質問

Q1 帽子については、表生地が表示の対象となっていますが、帽子の部位のどこまでが表生地となりますか？

A1 『帽子の頭』『つば』『ひさし』『つば裏』『ひさし裏』に使用する生地が表示の対象となります。(【01 表示対象品目一覧表】をご参照ください)

表示例
(縫込みラベル)



●取扱い表示はラベルの縫い付けが必要です。ただし、縫い付けにより損傷の恐れがある帽子及び、両面仕様の帽子は貼付や下げ札により表示することができます。

●特殊な表示方法として、列記表示をすることができます。(【06 列記表示・「その他」と表示できるもの】をご参照ください)

Q2 原産国の表示で『MADE IN PRC』と表示をしたいのですが、問題ありますか？ ●PRCとはPeople's Republic of China の頭文字

A2 原産国の表示は、国名・国名の略称・地域の名称の表示などが含まれます。今回の略称『PRC』はどこの国かが判別しにくいため適切ではありません。『中国製』または『MADE IN CHINA』で表示してください。

表示例

表生地 ナイロン 80%
ポリエステル 20%
裏生地 綿 100%

〇〇繊維株式会社
MADE IN PRC

表示指導例

表生地 ナイロン 80%
ポリエステル 20%
裏生地 綿 100%

〇〇繊維株式会社
MADE IN CHINA

Q3 品質ラベルを英語で表示をしました。表示方法が間違っていると指摘がありました。間違っているところはどこですか？

A3 『表示者名』が不適切です。会社名は法人登記された正式名称でなければなりません。(【04 表示すべき項目・事項】をご参照ください)

表示例



表示指導例



●株式会社を(株)とすることはOKですが、『K.K.』『Co.,Ltd』『Co.,Inc』などに代えることはできません。

Q4 複合繊維の混用率試験を依頼したら『ポリエステル100%』という結果がでました。『複合繊維(ポリエステル)100%』と表示するのは問題ありますか？

A4 JIS L 1030の混用率試験方法においては、『ポリエステル』ポリマーと『ポリエステル』ポリマーの複合繊維においては、『ポリエステル100%』と結果がでます。表示としては『ポリエステル100%』と表示しても『複合繊維(ポリエステル)100%』と表示しても問題ありません。

表示例

ポリエステル 100%

〇〇繊維株式会社
03-1234-5678

複合繊維(ポリエステル)100%

〇〇繊維株式会社
03-1234-5678

●ただし、『複合繊維(ポリエステル)100%』と表示する場合は繊維製造メーカーなどの確かな裏付けをとることが必要です。

お気軽にお問い合わせください

コンサルティングサービス 東京 QCS

Tel: 03-5809-3858

E-mail: qcs@nissenken.or.jp

〒111-0051

東京都台東区蔵前 2-16-11

ニッセンケン蔵前ビル 5F

コンサルティングサービス 大阪 QCS

Tel 06-6957-1101

E-mail: osaka-qcs@nissenken.or.jp

〒535-0022

大阪府大阪市旭区新森 1-5-20